

学力に関する証明書（教育職員免許取得申請用）申請にあたっての注意事項

【教育職員免許状申請に係る証明書について】

教育職員免許状を申請す際には、そのための「学力に関する証明書」が必要になります。教育職員免許状申請希望の方は、必ず以下の項目を確認の上、申請して下さい。

また、都道府県によっては、指定された書式による証明書が必要になる場合があります。まず、申請前に申請予定の都道府県の免許係へ確認してください。本学へ指定された書式により証明書を申請する場合は、必ず、その書式による証明書の記入上の注意（ある場合のみ）を添付してください。

- ① 学校種別（中学校、高等学校等の学校の種類を指します）
- ② 免許教科（国語、英語等の教科を指します）
- ③ 適用法令

※ 実際に免許の授与がいつの免許法の適用になるかということです。

教育職員免許法は改正されていますので、申請予定の都道府県の免許係に確認してください。記載の無い場合は、本学へ入学した年度が適用される免許法に基づいて作成・発行しますので注意して下さい。

適用免許法の種類		
平成 28 年改正教育職員免許法	⇒	新法
平成 10 年改正教育職員免許法	⇒	旧法
昭和 63 年改正教育職員免許法	⇒	旧旧法
昭和 63 年改正前教育職員免許法	⇒	旧旧旧法

【教育職員免許状授与証明書について】

教育職員免許状は、各都道府県教育長が授与するものであって、大学が授与するものではありません。（大学は教育職員免許状の授与資格のみを与えます。）よって、この教育職員免許状授与証明書が必要な場合は、現在授与されている免許状の授与都道府県の免許係へ問い合わせして下さい。

【適用になる免許法の確認について】

これは「いつの免許法に基づいて免許が授与されるか」という意味です。よって、申請予定都道府県の免許係へ申請の学歴（学生としての身分の経歴）を相談して確認して下さい。学生としての身分の経歴が申請時まで空白なく連続している場合、旧法が適用になることもありますので、申請前に必ず確認してください。